

平成 21 年 7 月 2 日

与党障害者虐待の防止に関する立法プロジェクトチーム
座長・衆議院議員 駐 浩 先生

財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 小板 孫次

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」
についての本協会の反対意見骨子

みだしについて、次の通り見解を述べます。

- I. ① 同法律案第 1 条は、「障害者に対する虐待が障害者の人権を著しく侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えていた」として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする」としています。さらに同第 2 条において、「障害者虐待」とは、「養護者」、「障害者福祉施設従事者等」及び「使用者」による虐待の三者を特定しています。
- ② また、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、加害者として「養護者」、「養介護者施設従事者等」の二者を挙げています。
- ③ 法律案に反対する最大の理由は、なぜ障害者を、児童・高齢者と同一の範疇に入れなければならないのか、意図が不明確な点であります。
- ④ 守られるべき存在である児童や高齢者の虐待を防止する法をつくったのは理解できます。しかし、この法律案で用いている「障害者」という文言は、「障害者基本法」で定めている「障害者」であると規定していますが、他に児童と高齢者に対する法があるという面から考えると、健常な成人と対比した「障害者」として捉えていることは明らかであります。
- ⑤ 障害をもつということのみで、健常者と差別して、保護しなければならない弱き者として障害者を捉え、安易に法律案を作成したことには納得できません。

したがってこの法律案には断固反対します。